

消防団の充実強化に関する消防庁の取組について

防災課

1 はじめに

消防庁では、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受けて、消防団充実強化対策本部を設置し、消防団員の加入促進、処遇の改善、装備・教育訓練の充実・強化等について強力に取り組んでいるところです。地方公務員、日本郵便職員に対する働きかけ、女性・大学生など幅広い層への入団促進に取り組んでいるとともに、事業者の協力を得るために消防団協力事業所表示制度の普及に努めており、この度、全国消防団大会を開催し、消防団員が増加した消防団等に対し初めての、総務大臣感謝状の贈呈などを行いました。

また、消防団の装備については、トランシーバーやライフジャケットなどの安全装備品や救助活動用資機材の充実を図るため、装備基準を改正し、地方交付税を大幅に引き上げることとしています。

2 全国消防団大会

平成26年2月17日、消防団員数が増加するなど、地域防災力の向上に貢献した消防団に対し、初めて、総務大臣からの感謝状を贈呈するとともに、消防団等地域活動表彰式、防災功労者消防庁長官表彰式、消防庁消防団協力事業所表示証交付式や、現役消防団員による意見発表会、事業所等による入団促進事例発表を行いました。

(1) 総務大臣感謝状贈呈式

消防団員数が増加するなど、地域防災力の向上に貢献した22団体に対して、関口副大臣より総務大臣感謝状を贈呈しました。

- ・北海道 長万部町消防団
- ・福島県 泉崎村消防団
- ・埼玉県 吉川市消防団
- ・埼玉県 神川町消防団



関口昌一副大臣挨拶



総務大臣感謝状贈呈式

- ・千葉県 銚子市消防団
- ・東京都 檜原村消防団
- ・東京都 大島町消防団
- ・東京都 八丈島消防団
- ・愛知県 田原市消防団
- ・愛知県 大口町消防団
- ・愛知県 東栄町消防団
- ・岐阜県 郡上市消防団
- ・滋賀県 栗東市消防団
- ・和歌山県 和歌山市消防団
- ・奈良県 五條市消防団
- ・奈良県 生駒市消防団
- ・愛媛県 松山市消防団
- ・愛媛県 八幡浜市消防団
- ・高知県 土佐町消防団
- ・熊本県 天草市消防団

- ・宮崎県 都城市消防団
- ・鹿児島 県枕崎市消防団

(2) 消防庁消防団協力事業所表示証交付式

消防団員確保への協力や、従業員の消防団活動への参加に対する配慮を行っている事業所として、秋田県のコマツ建設株式会社や、東京都の株式会社船清を始め73団体に消防団への協力の証として「消防庁消防団協力事業所表示証(ゴールドマーク)」を交付しました。

(3) 消防団等地域活動表彰式

○消防団表彰

災害時を除く平常時の活動により、地域防災力の向上に寄与するとともに、地域住民の安全の保持、向上に顕著な功績があり、全国の模範となる消防団20団体を表彰しました。

- ・北海道 美唄市消防団
- ・群馬県 大泉町消防団
- ・埼玉県 行田市消防団
- ・東京都 八丈町消防団
- ・東京都 目黒消防団
- ・福井県 敦賀美方消防組合
三方消防団
- ・長野県 高山村消防団
- ・長野県 小谷村消防団
- ・岐阜県 北方町消防団
- ・静岡県 湖西市消防団
- ・滋賀県 日野町消防団
- ・大阪府 泉佐野市消防団
- ・奈良県 生駒市消防団
- ・和歌山県 和歌山市消防団
- ・徳島県 阿南市消防団
- ・香川県 坂出市消防団
- ・福岡県 大任町消防団
- ・福岡県 古賀市消防団
- ・佐賀県 江北町消防団
- ・鹿児島県 長島町消防団

○事業所表彰

消防団活動へ特に深い理解や協力を示すことにより、地域防災力の向上に寄与している事業所等、及び団員確保に貢献している事業所等15団体を表彰しました。

- ・宮城県 寺嶋建設工業株式会社
- ・秋田県 ハタリキ株式会社
- ・山形県 エムテックスマツムラ株式会社
本社/天童事業所
- ・群馬県 須田建設株式会社
- ・東京都 株式会社 ヨシダ防災設備
- ・新潟県 株式会社 タナベ
- ・長野県 共和アスコン株式会社
- ・岐阜県 大宗土建株式会社

- ・静岡県 井川森林組合
- ・京都府 株式会社 積進
- ・徳島県 株式会社 田村組
- ・愛媛県 えひめ中央農業協同組合
- ・高知県 岩井建設株式会社
- ・長崎県 株式会社 ダイコウ建設
- ・鹿児島県 株式会社 野添土木

(4) 防災功労者消防庁長官表彰式

自然災害、大規模災害等の活動において、顕著な功績が認められる消防団22団体を表彰しました。

- ・岩手県 雫石町消防団
- ・岩手県 紫波町消防団
- ・岩手県 矢巾町消防団
- ・山形県 白鷹町消防団
- ・埼玉県 熊谷市消防団
- ・埼玉県 越谷市消防団
- ・千葉県 長生郡市広域市町村圏組合消防団
- ・東京都 大島町消防団
- ・福井県 敦賀美方消防組合三方消防団
- ・福井県 若狭消防組合小浜消防団
- ・静岡県 西伊豆町消防団
- ・三重県 伊賀市消防団
- ・滋賀県 栗東市消防団
- ・滋賀県 高島市消防団
- ・滋賀県 大津市消防団
- ・奈良県 五條市消防団
- ・奈良県 黒滝村消防団
- ・奈良県 天川村消防団
- ・奈良県 野迫川村消防団
- ・奈良県 十津川村消防団
- ・奈良県 川上村消防団
- ・山口県 山口市消防団

(5) 全国消防団員意見発表会

各地域で活躍する10人の若手・中堅消防団員が消防団活動に関する課題等について意見発表を行いました。

- ・埼玉県 比企広域市町村圏組合小川消防団
高瀬 亜沙美〈最優秀賞〉
- ・静岡県 浜松市消防団 鈴木 晃次〈優秀賞〉
- ・岐阜県 各務原市消防団 杉浦 直樹〈優秀賞〉
- ・秋田県 秋田市消防団 工藤 徳子
- ・福島県 南相馬市消防団 塩 丈浩
- ・群馬県 高崎市消防団 木下 裕磨
- ・奈良県 橿原市消防団 西薮 公志
- ・和歌山県 太地町消防団 森本 直樹
- ・広島県 安芸太田町消防団 栗原 秀直
- ・鹿児島県 長島町消防団 上田 正道



消防団等地域活動表彰式（消防団）



防災功労者消防庁長官表彰式



消防団等地域活動表彰式（事業所）



全国消防団員意見発表会



消防庁消防団協力事業所表示証交付式

（6）消防団員入団促進シンポジウム

団員確保への協力が特に顕著な事業所や、先進的な取組を行っている市町村による入団促進事例発表を行いました。

- ・群馬県 須田建設株式会社 代表取締役 須田 高幸
- ・東京都 株式会社 船清 取締役社長 伊東 堅
- ・愛媛県 松山市消防局 企画官 岡本 桂成

〈関連リンク〉

・「全国消防団大会」の開催について

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2602/260213_1houdou/01_houdoushiryou.pdf

3 消防団の装備の基準等の改正

「消防団の教育訓練等に関する検討会」での検討結果を踏まえ、平成26年2月7日、消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示第3号）及び消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会告示第1号）を改正しました。それぞれの改正の趣旨及び内容については、以下のとおり

りです。

(1) 消防団の装備の基準等の主な改正内容

- 東日本大震災において、多数の消防団員が犠牲となったことを踏まえ、「救助用半長靴」や「救命胴衣」等の消防団員の安全確保のための装備を充実することとしたこと。
- 消防団の情報収集、共有、発信機能を強化すると

消防団の装備の基準 改正概要

装備品		必要配備数	改正内容
安全確保のための装備	救助用半長靴（安全靴）	全部の消防団員数	靴を救助用半長靴（安全靴）に変更
	救命胴衣、防塵メガネ、防塵マスク		明確に位置付け、配備数を拡充
	耐切創性手袋		新規追加
	防火衣一式（防火衣、防火帽、防火用長靴、防火手袋）	ポンプを操作する消防団員及び部長以上の階級にある消防団員数	防火手袋を明確に位置付け、配備数を拡充
双方向の情報伝達が可能な装備	携帯用無線機	班長以上の階級にある消防団員数	無線受令機に代えることができる旨の規定を削除
	トランシーバー	団員及び班長の階級にある消防団員数	明確に位置付け、配備数を拡充
	車載用無線機	消防団の全部の車両数	携帯用無線機又は無線受令機に代えることができる旨の規定を削除
	情報関連機器（双方向通信のための機器、デジタルカメラ、ビデオカメラ）	地域の実情に応じて配備	新規追加
救助活動用資機材	救急救助用器具（担架、応急処置セット、AED、油圧切断機、エンジンカッター）	分団等ごとに配備	AED、油圧切断機、エンジンカッターを明確に位置付け
	救急救助用器具（チェーンソー、油圧ジャッキ、可搬ウインチ）	分団等に複数配備	明確に位置付け、配備数を拡充
	避難誘導用器具（警戒用ロープ、拡声器）		配備数を拡充
	夜間活動用器具（投光器、発電機、燃料携行缶）		明確に位置付け、配備数を拡充
	後方支援用資機材（エア・テント、非常用備蓄物資）	地域の実情に応じて配備	新規追加

注：その他、林野火災用器具や積雪寒冷地用器具等の追加装備について、具体例を明示している。



改正後の消防団の装備の基準に基づく活動服

もに、他機関との連携の円滑化に資する「携帯用無線機」や「トランシーバー」等の双方向の情報伝達が可能な装備を充実することとしたこと。

- 大規模災害に対応するため、「チェーンソー」や「油圧ジャッキ」等の救助活動用資機材を充実することとしたこと。

詳細については、【消防団の装備の基準 改正概要】を参照

(2) 消防団員服制基準の主な改正内容

- 「活動上衣」及び「活動ズボン」について、機能性及びデザイン性の向上を図り、消防団員の士気向上等に資する観点から、消防団員等の意見を踏まえ、紺色を基調とし、消防の象徴カラーであるオレンジ色を活用する従前の制服を踏襲しつつ、夜間活動時等の視認性及び注目度を高めるため、オレンジ色の配色を増やす変更をしたこと。
- 「救助用半長靴」について、黒の編上式半長靴とし、安全確保の観点から、靴底には踏抜き防止板を挿入し、釘等を踏んだ場合も貫通しないものであって、つま先には先しんを設け、重量物に圧迫された場合もつま先を保護するものと規定したこと。

4 おわりに

消防庁では、1月から3月を消防団員入団促進キャンペーンの期間として位置づけ、消防団員募集についての広報の全国的な展開を図っているところです。また、消防団の装備の基準の改正を踏まえ、平成26年度の地方交付税措置を大幅に増加することとしています。さらに、消防団員の教育訓練の充実を図るため、今年度中に、消防学校の教育訓練の基準（消防庁告示）を改正する予定です。

各市町村においては、消防団員の報酬・出勤手当の引き上げ等により処遇の改善を図るとともに、改正後の消防団の装備の基準の内容を踏まえ、安全確保対策、情報通信機器、救助用器具等の装備について、十分な予算の確保を行い、一層の充実強化を図る必要があります。また、各地方公共団体は、毎年3月末から4月にかけて、定年等による退団が多くなる傾向にあることを踏まえて、消防団員の一層の加入促進が求められます。

問い合わせ先

消防庁防災課 馬内、青柳
TEL: 03-5253-7525